今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務にかかる
公募型プロポーザル実施要領

１　事業概要

（１）事業名

今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務

（２）事業目的

本市では、市有林3,295haの内、人工林を主体に2,172haを管理しており、森林の有する生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等の機能を高度に発揮できるよう、取組を推進している。この森林の多様な機能に着目し、本市における森林のCO2吸収量をカーボンクレジットとして活用することを目指し、プロジェクト計画書を作成するため本業務を実施する。

（３）業務内容

別紙「今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務仕様書」のとおり

（４）事業期間

契約締結日から令和９年３月31日まで

２　見積上限額

１，８１５，０００円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とします。

３　実施形式

公募型プロポーザル方式

４　参加資格要件

（１）当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者

（３）本プロポーザルの公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

（５）今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第２条第１号から第３号まで

の規定に該当しない者

（６） Ｊ－クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録、Ｊ－クレジット認証申請事務、Jークレジット販売等事務の経験を有する者。なお、実施中のものも含む。

５　担当部署

今治市役所 産業部 産業政策局 農林水産課

〒794-8511　愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１

TEL：0898-36-1542

FAX：0898-32-5266

E-MAIL：nousui@imabari-city.jp

６　スケジュール

公告	令和８年11月９日（月）
参加表明受付締切	令和８年11月20日（金）17時15分まで
質問受付締切	令和８年11月20日（金）17時15分まで
参加資格審査結果通知	令和８年11月25日（水）までに
質問回答期日	令和８年11月27日（金）までに
企画提案書等受付締切	令和８年12月11日（金）17時15分まで
第１次審査(書類審査)	令和８年12月15日（火）
第２次審査(最終審査)	令和８年12月23日（水）
結果通知	令和８年12月25日（金）予定
契約締結	令和８年12月28日（月）予定
業務開始	令和８年12月28日（月）予定

７　評価項目及び評価基準

別紙のとおり

８　実施要領等の配布

（１）配布期間

令和８年11月９日(月)から令和８年11月20日(金)午後５時15分まで

（２）配布場所及び方法

今治市農林水産課ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.city.imabari.ehime.jp/nourin

９　参加表明

（１）提出期間

令和８年11月９日（月）から令和８年11月20日（金）午後５時15分まで

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時30分から午後５時15分まで

（２）提出場所

前記５「担当部署」

（３）提出書類

ア　参加表明書（様式第１号）

イ　会社概要（様式第２号）

ウ　実績調書（様式第３号）

（４）提出部数

１部

（５）　提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

（６）　参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記４「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和８年11月25日（水）までに通知します。

10　説明会

説明会は開催しません。

11　質問及び回答

（１）　質問

ア　提出期間

令和８年11月９日（月）から令和８年11月20日（金）午後５時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時30分から午後５時15分まで

イ　提出場所

前記５「担当部署」

ウ　提出方法

提出期間内に、質問票（様式第４号）を持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出することとします。（ファクシミリ又は電子メールの場合には着信を確認することとします。）

なお、口頭又は電話による質問は受け付けないこととします。

（２）　回答

令和８年11月27日（金）午後５時15分までに参加者全員に電子メールにより回答することします。

12　企画提案書の提出

（１）　提出期間

令和８年11月27日（金）から令和８年12月11日（金）午後５時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、

午前８時30分から午後５時15分まで

（２）　提出場所

前記５「担当部署」

（３）　提出書類

ア　企画提案書提出届（様式第５号）

イ　企画提案書（任意様式）

ウ　参考見積書（様式第６号）

（４）　企画提案書作成要領

ア　企画提案書はA4版で作成し、10ページ以内にまとめてください。フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。

イ　仕様書に沿って企画提案を作成してください。

ウ　企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。

エ　仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

（５）　提出部数

ア　正本１部

イ　副本８部

（６）　提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

（７）　留意事項

ア　基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ　提出書類の取扱い

（ア）　提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

（イ）　市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

（ウ）　企画提案書の提出は１者につき１案とします。

ウ　特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となってい

る方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ　著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

13　参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第７号）を前記５「担当部署」に持参又は郵送にて提出してください。

14　選定方法

選定は、今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務プロポーザル選定委員会が行い、前記７「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

（１）　第１次審査（書類審査）

ア　日時

令和８年12月15日（火）

イ　評価、選定方法

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第１次審査を省略し、第２次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

（２）　第２次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

ア　日時

令和８年12月23日（水）

イ　実施方法

・プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分を目安とします。

・プレゼンテーションは非公開とします。

・プレゼンテーションの実施にあたり、電子機器を使用して行うことは可とします。なお、必要機材のうち、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル、延長ケーブルは発注者が用意し、その他パソコン等は提案者が各自用意することとします。

・プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行い、プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできません。

・プレゼンテーションの参加者は３名までとします。
・プレゼンテーション当日に事前の連絡がなく、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなします。

ウ　評価、選定方法

第１次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記７「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が２人以上いる場合は、評価項目（２）企画提案力の実施方針の評価の高い方の参加者を上位とし、なお、それらが複数いる場合は、提案見積価格が低い方の参加者を上位とします。なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

（３）参加者が１者の場合は、今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

（４）全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

15　選定結果

（１）第１次審査

選定結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、選定結果及びヒアリング等を実施する旨を、電子メールにより通知します。

（２）第２次審査

選定結果を電子メールにより第２次審査の参加者全員に通知します。

16　契約締結事務

プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、市との協議に基づいて実施することとしますので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定です。当該協議が成立した場合には、当該協議内容について当該業務の担当検査員の審査を受けた後に契約を締結するものとします。

（１）　仕様等の確定について

事業担当課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行いますが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとします。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とします。

（２）　契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととします。

（３） 契約保証金について

契約保証金については、契約金額の10分の１に相当する額以上を契約締結前に納付してください。ただし、契約候補者が今治市契約規則第61条各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除します。

17 提出書類の取扱い

（１） 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は返却しません。

（２） 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しません。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

18 情報公開

（１） 市は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

（２） 次に掲げる事項について、今治市ホームページ等において公表します。

ア 業務名

イ 契約期間

ウ 選定した契約候補者の名称

エ 契約金額

オ 選定の経緯及び結果

カ 担当課の名称

19 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

20 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

（１） 参加資格要件を満たしていない場合

（２） 提出書類に虚偽の記載があった場合
（３） 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
（４） 参考見積書の金額が見積限度額を超えた場合
（５） 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
（６） プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
（７） 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
（８） その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

21 その他
（１） 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。
（２） 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。
（３） 当該業務に直接関係する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定はありません。
（４） プロポーザル選定委員会の委員が関係する事業者は参加できません。
（５） 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの今治市の了承を得なければなりません。